

国立大学法人横浜国立大学における建設工事の契約に係る取引停止等の取扱要項

平成29年 1月18日
事務局 長 裁 定
最近改訂 令和3年 6月 8日

(目的)

第1 この要項は、国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）における建設工事の契約に関し、取引停止その他を行う必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3 会計統括責任者は、国立大学法人横浜国立大学工事契約実施規則（平成16年規則第421号）第4条の規定により、一般競争（指名競争）参加者の資格を得た者又はその他の者（以下「業者」という。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じてこの要項の定めるところにより期間を定め、当該業者に対し取引停止を行うものとする。

2 文部科学省から建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年1月 17文科施第345号。以下「文部科学省指名停止措置要領」という。）に基づく文部科学省の指名停止措置の通知を受けた場合には、文部科学省の指名停止措置に準じて取引停止を行うものとする。この場合の取引停止期間は、原則として、当該文部科学省の指名停止措置を知って取引停止を決定した日の翌平日を始期とし、終期は、文部科学省の指名停止措置の期間の終期に合わせるものとする。

3 前項に定めるもののほか、会計統括責任者が特に必要と認める場合は、取引停止を行うものとする。

(下請負人に対する取引停止)

第4 会計統括責任者は、第3の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人に対し、当該取引停止をされる業者の取引停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め取引停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に対する取引停止)

第5 会計統括責任者は、第3の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め取引停止を併せて行うものとする。

2 会計統括責任者は、第3、第4及び前項の規定による取引停止に係る者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め取引停止を行うものとする。

(取引停止に係る特例)

第6 業者が一の事案により別表各号の二以上の措置要件に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の取引停止の期間が1ヶ月に満たないときは1.5倍、別表第2第5号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

- 一 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表第2第1号又は第2号から第5号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2第1号又は第2号から第5号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
 - 3 会計統括責任者は、業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
 - 4 会計統括責任者は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月)まで延長することができる。
 - 5 会計統括責任者は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項及び第7に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができる。

この場合において、別表第2第5号に該当し、かつ、当初の取引停止期間が満了しているときは、当初の取引停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の取引停止期間を控除した期間をもって、新たに取引停止を行うことができるものとする。
 - 6 会計統括責任者は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかになったときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。
 - 7 会計統括責任者は、取引停止の期間中であっても、当該業者でなければ施工できない等の特別な事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例)
- 第7 会計統括責任者は、第3の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、取引停止の期間を加重するものとする。
- 一 談合情報を得た場合又は本学の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号、第3号、第4号又は第5号に該当したとき。
 - 二 別表第2第2号から第5号までに該当する業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)
 - 三 別表第2第2号又は第5号に該当する業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)
 - 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第

2第2号又は第5号に該当する業者の悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。

五 本学の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号から第5号までに該当する業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

（指名等の取消し）

第8 会計統括責任者は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

（取引停止期間中の下請等）

第9 会計統括責任者は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る工事の下請けをすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合は、この限りでない。

（警告又は注意喚起）

第10 会計統括責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意喚起を行うことができる。

（取引停止の通知）

第11 会計統括責任者は、取引停止を行うときは、直ちに取引停止とする業者に対し、取引停止の期間、取引停止の内容及びその理由その他必要事項を通知するものとする。ただし、第3第2項の規定により文部科学省指名停止措置要領に基づく文部科学省の指名停止措置を受けて、本学で取引停止を行う場合は、原則として、取引停止とする業者に対しての通知は省略する。

（契約ごとの措置）

第12 本要項に基づく取引停止以外に、入札公告等で文部科学省の指名停止措置を受けている者の参加を制限する等、契約ごとに制限を課すこともできるものとする。

（その他）

第13 この要項に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は、必要に応じ会計統括責任者が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年 1月18日から施行し、同日以降に認識した事案から適用する。ただし、第3の規定により文部科学省指名停止措置要領に基づく文部科学省の指名停止措置を受けて、本学で取引停止を行うものについては、同日が文部科学省の指名停止措置期間に含まれている事案も対象とする。

附 則

この要項は、令和3年6月8日から施行し、令和3年3月1日から適用する。ただし、第3の規定により文部科学省指名停止措置要領に基づく文部科学省の指名停止措置を受けて、本学で取引停止を行うものについては、同日が文部科学省の指名停止措置期間に含まれている事案も対象とする。

別表第1 事故等に基づく措置基準（第3関係）

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 本学発注の建設工事の一般競争契約、指名競争契約又は随意契約において、入札前又は契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>（過失による粗雑工事等）</p> <p>2 本学発注の建設工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 前号に掲げる場合のほか、本学発注の建設工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>（工事事故）</p> <p>4 本学発注の建設工事の施工に当たり、次のイ又はロに掲げる事故が生じた場合において、安全管理の措置が不適切であった認められるとき。</p> <p>イ 工事関係者以外の者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えた場合</p> <p>ロ 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>2週間以上4か月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準（第3関係）

措 置 要 件	期 間
<p>（贈賄）</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役員又は教職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>2 本学の工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第5号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は談合）</p> <p>3 本学の工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第5号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>4 本学の工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p>
<p>（重大な独占禁止法違反行為等）</p> <p>5 本学の工事に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>ロ 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上36か月以内</p>
<p>（建設業法違反行為）</p> <p>6 本学の工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、本学に関係した業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>